

## 研究成果の刊行に関する一覧表(2002年度)

### 書籍

後藤玲子『正義の経済哲学：ロールズとセン』、東洋経済新報社、2002年6月、436頁。  
後藤玲子・阿部彩「アメリカ合衆国」（共・後藤玲子）仲村優一、阿部志郎、一番ヶ瀬康子編  
『世界の社会福祉年鑑2002』旬報社、2002年、pp.282-320.

### 雑誌

後藤玲子「合理的な愚か者を越えて：個人的評価の多層化」、佐々木毅・金泰昌編『21世紀の公共哲学宣言』、公共哲学第10巻、東京大学出版会、2002年7月、pp. 165-193。  
後藤玲子「福祉国家と規範理論：序論」『季刊社会保障研究』38, 2, 2002年9月、pp. 100-104.  
後藤玲子「多元的民主主義と公共性」山口定編、公共研究会叢書『新しい公共性を求めて』、有斐閣、2003.3月刊行予定。  
後藤玲子「ニーズ基底の相互提供システムの構想」『シリーズ 福祉国家の行方 第5巻』、齊藤純一編、ミネルヴァ、2003年7月刊行予定。  
Gotoh, Reiko "A Class of fair Distribution Rules a la Rawls and Sen," *Economic Theory*, forthcoming (N. Yoshihara) .  
阿部彩(2002) 「貧困から社会的排除へ：指標の開発と現状」『海外社会保障研究』Vol.141.pp.67-80. 2002.12.25. 2002.12.25.  
阿部彩「EITC(Earned Income Tax Credit)の就労と貧困削減に対する効果：文献サーベイから」『海外社会保障研究』Vol.140.pp.79-85. 2002年  
阿部彩「児童手当と年少扶養控除の所得格差是正効果のマイクロ・シミュレーション」『季刊社会保障研究』第39-1号 2003年6月刊行予定。  
Abe, Aya "Effects of Child Related Benefits in Japan," *Journal of Population and Social Security*, No.1, (2002.8.25).

### その他

Gotoh, Reiko "Constitutional Democracy and Public Judgements," 『Discussion Paper Series A』 No.411, The Institute Economic Research Hitotsubashi University). (Kotaro Suzumuraとの共著) (2002.7)  
Gotoh, Reiko "Understanding Sen's idea of a Coherent Goal-Right System in the Light of Political Liberalism, 『Discussion Paper: Project of Intergenerational Equity』 No. 139, Institute of Economic Research, Hitotsubashi University (2003.3).  
後藤玲子「法と個人と公共性」将来世代総合研究所編『公共的良識人』第136号(2003.3.1)  
後藤玲子「センの「福祉的自由」」(特集・最新経済学のキーワード)、『経済セミナー』、No. 579, pp.28-29, 日本評論社(2003.4.1発行).

20020057

以降 P.127—P.136までは雑誌/図書に掲載された論文となりますので、P.125の「研究成果の刊行に関する一覧表」をご参照ください。

## V. 資料

- 1) 平成14年度 活動報告
- 2) I県ケースワーカーのヒアリング
- 3) K県ケースワーカーおよび生活保護行政官のヒアリング
- 4) 研究会配布資料および議事録

## 1 ) 平成 1 4 年度 活動報告

「公的扶助システムのあり方に関する実証的・理論的研究」  
平成14年度活動報告

1. 研究会

1) 平成14年4月24日 10:00~12:00

①「安心の経済学」橋木俊詔

②「『健康で文化的な最低限度の生活』水準のあり方をめぐって—その原理的検討」

尾形 健（京都大学大学院法学研究科助手）

2) 平成14年9月4日（水）14:00~16:00

「選別的普遍主義の可能性」 星野信也

3) 平成14年9月25日（水）10:00~12:00

①「イギリスにおける社会的排除の概念と歴史」埼玉大学 小笠原浩一

②「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利の再検討」摂南大学法学部 遠藤美奈

4) 平成14年10月29日（水）16:30~18:00

報告： 「ソーシャル・インクルージョンから見た日本社会の課題」

環境省総合環境政策局長（前厚生労働省社会援護局長） 炭谷茂

5) 平成14年12月4日（水）9:30~12:30

①「アメリカのTANFとEITCに関する評価をめぐって」北星学園大学 根岸毅宏先生

②「公的扶助システムのあり方」後藤玲子

③「今年度実施予定の貧困調査について」阿部彩

6) 平成15年3月12日（水）10:00~15:00

①「比較のなかの福祉国家」埋橋孝文

②「貧困意識調査の初期結果報告」阿部彩

③「母子世帯の経済状況と母親の就労」阿部彩

7) 平成15年3月28日（金）16:00~18:00

「生活保護の実践：ケースワーカー調査から」 東京都立大学 岡部卓

## 2. 観察・ヒアリング

### 1) 福祉ケースワーカーのヒアリング

日時： 平成14年7月5日

場所： I県庁

対象： 福祉ケースワーカー8名

### 2) 自治体における生活保護行政のヒアリング

日時： 平成15年3月17日

場所： 日比谷松本楼

対象： K県庁 職員3名

## 3. 調査

### 「福祉に関する国民意識調査」

委託先： 中央調査社

調査期間： 平成15年2月6日～9日

## 2) I県ケースワーカーのヒアリング

平成 14 年度 厚生労働科学研究費補助金政策調査研究事業  
「公的扶助のあり方に関する実証的・理論的研究」プロジェクト

生活保護に関する実態調査：福祉事務所のケースワーカーからのヒアリング記録

文責 後藤玲子

実施日：2002 年 7 月 5 日

所在地：東北部 I 県。山村部と県庁所在地の近郊都市の 2 種類の地区を抱える福祉事務所

対象者：福祉事務所の職員・ケースワーカー 6 人（50 代男性 1 人、30 代男性 2 人、40 代女性 2 人（内 1 人は 20 年余継続勤務）、20 代女性 1 人）

参加者：後藤玲子（国立社会保障・人口問題研究所）、阿部彩（国立社会保障・人口問題研究所）、埋橋孝文（日本女子大学）、菊池馨実（早稲田大学）、福田素生（岩手県立大学）

ヒアリングの概要

1. 全般的な傾向

①被保護世帯数は 1985 年以降減少傾向を示していたものの、平成 9 年を境に、平成 10 年度からは急激な増加が続いている。

②保護率（人口 1,000 人に占める生活保護受給者の割合）は、国では昭和 60 年度から下降傾向が続いていたが平成 7 年度から、県庁所在地では平成 8 年度から、県全体では 9 年度から、山村部では平成 10 年度から上昇に転じている。

③平成 13 年度、保護開始理由で一番多いのは傷病、不就労収入の減、勤労収入の減である。昨年に比べて傷病を理由とするものが急増した。退出理由については、転出等、死亡、不労収入の増、勤労収入の増の順に多い。医療扶助率は 78 % で近年は横ばいである。

2. 貧困概念の変化について

都市部では、近年、消費生活をどんどん拡大し、しまいにサラ金に手を出したがために、生活困難に陥った人が目に付く。また、たとえ就労能力はあったとしても、人間関係の切り結びが苦手であったり、新しい環境への適応が困難であったり、他者とのコミュニケーションが不得手であるために、実際に就労することが困難であるケースが増えている。さらに、東京などで大工などの仕事の需要が減り、収入が入らなくなつたために田舎に戻ってくる人が増えてきた。例えば、東京で生活保護の申請をしたところ、田舎に帰ることを福祉事務所で薦められ、田舎で生活保護を申請しようとする人がいる。

3. 最低限の生活とは

ケースの紹介：

月2, 3万円の年金で、子供からの仕送りが途絶えた一人暮らしのおばあさんを訪問した。だが、本人は3-40万の貯金を持っているという。びっくりして理由を聞くと、自分の葬式代を用意しておきたいので、2, 3万円の年金をやりくりして少しづつ貯めていたという。毎日の食事は、自分の畠で野菜を作つて間に合わせている。それまで本人には生活保護申請の意思はなかった。

#### ケースワーカーの感想：

- ①山村部では、衣食住費は比較的少なくてすむものの、近所の人々とのつきあい費がかかる。
- ②山村部において多くの人は自分の土地や家をもっている。だが、その村の土地は、法定上の資産価値はあるとしても、実際に購入しようとするひとは誰もいない。そのような土地や家屋を資産とみなすことなどどのような意味があるのだろうか。

#### 4. 就労意欲について（1）

母子世帯で、収入を得ることによってたとえ給付額は減額されようとも、そして、働かない場合と可処分所得は少しも変わらないとしても、自分の力で頑張って稼ごうという人が少なくない。女性の就労率が高まってきた。

#### 5. 就労意欲について（2）

##### ケースより：

25歳の青年。身体的には健康であり、就労能力はあるとみなされる。だが、その村に職はない。他地域に出て職を探すにも、他者とのコミュニケーションをとることが極度に苦手で、自分の家から離れることができ困難な状態にある。その大きな原因は中学校のときのいじめにあったことが、ケースワーカーとの話の中で判明する。同じ小学校から行った同級生たちがみないじめの対象とされたが、彼のみが痛手を被った。彼の家は、お父さんが精神病で入院し、無職のお母さんと祖父母から構成される。彼が自立できるように、今後も相談を続けていきたい。

#### 6. 自立支援について

- ①本人が人生プランを立てるようになること、自分の家計の全体が見えるようになることが自立のポイントではないか。
- ②例えば、突然の傷病によって生活ががっくり落ち込み、生活保護の受給に至った人に対しては、そのような自己の現実を受容することから助けていく必要がある。
- ③ホームレスの人々に対しては、自立を勧めながらも、緊急に保護することを優先する（生活保護法第71条の適用）。

#### 7. 生活保護制度のあり方について

①捕捉性原理を外した方がよい。捕捉性原理によれば、資産をすべて活用したうえで、ゼロになつたら来なさいと指導することになる。だが、ゼロになってから申請が通り、実際に支給されるまでの間、どのように食べつないでいけばよいのか。いまの生活保護制度は丸裸になるまで中には入れず、退出するときには外套も着せないというイメージである。もっと短期間、例えば2、3ヶ月集中的に保護を受けて、あとは立ち直っていける人もいる。その間に少しづつ就労の準備がなせるような保護の仕方があつてよいのではないか。

②確かに制度の目標は退出（廃止）ではなく、自立である。ただし、自立はかならずしも退出を意味する必要はない。自立を即、就労と捉えると、就労需要が少ない山村においては、自立は不可能になってしまう。ボランティア活動への参加などを自立として積極的に評価する必要がある。たとえそれが収入にはつながらず、生活保護からの退出を可能とはしないとしても、自立として評価する、認知することに意義があるのではないか。

③支給水準に関しては、一概に高すぎる、あるいは低すぎるとはいえない。都市部、単身者の場合はぎりぎりの水準である。他方で、山村部において、とりわけ世帯数が複数の場合、多すぎる印象がある。下手すると町長さんよりも多いほどなので、本人たちには貯蓄をするように勧めている。支給の仕方に関しては、工夫の余地がある。例えば、高齢者の多くは年金を捕捉している。だが、近年は、60歳代において無年金者が増えてきた。生活保護法では「理由は問わない」とあるが、年金制度に参加して来た人に対しても、来なかつた人に対しても一律の額を支給することに対しては矛盾を感じる。

#### 8. その他：適正な給付内容・水準について

生活保護受給者に自動車の保有を認めるか否かについてケースワーカーの間で賛否が分かれた。（賛成）山村部では公共交通機関が少ない。2時間に1本バスが来るくらいである。都市部に行くバスは、朝と夕方それぞれ1本ずつ。例えば若い人が都市部に通勤するためには車が必需品である。（反対）長年、自家用車をまったく必要としないで暮らしてきたひととの意識を尊重するなら、自家用車の保有は時期尚早なのではないか。以前に、生活保護受給世帯の高校進学を促進することを図ったことがある。ところが、生活保護を受給しない世帯の中に、義務教育までという世帯が少なくない時代だったので、ひととの感情を逆撫でするという結果になった。このような苦い経験から、どれだけ世間に普及しているかを十分考慮した上で判断する必要を痛感した。

## 「貧困」と「福祉」に関する国民意識の予備的調査

### ケースワーカーへのヒアリング

平成 14 年 7 月 5 日

本日は、お忙しいお仕事の時間に私たちのヒアリングに参加していただき、ありがとうございます。このヒアリングは、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所において行っている「公的扶助のあり方に関する実証的・理論的研究」という研究プロジェクトの一環として行われます。

ヒアリングは、グループ・インタビュー形式でおこなわれます。大まかな内容として、以下の質問に対する、みなさまのご自由な意見をお聞きしたいと思っています。今回のヒアリングの目的は公式な見解をきくものではないので、みなさまが生活保護の実務に接していらっしゃるなかで思っていらっしゃること、考えていらっしゃることを、個人意見としてご自由に発言していただけると幸いです。このヒアリングは、記録のために、テープレコーダーに録音させていただいておりますが、みなさま個人が特定できるような個人情報はいっさい記録しません。また、この記録はここにいる研究者以外の人がみることはできませんが、話の内容をまとめたものを、報告書などに掲載いたします。

#### 質問

- ① 自己紹介（生活保護にかかわった年数、時期、場所等）
- ② あなたのケースワークでみる典型的な「貧困者」とはどのような人ですか。
- ③ あなたの担当する生活保護のケースワークのなかで、働いている人（世帯員も含む）、年金を受給している人はいますか。いる場合、そのたちは、どのような理由で生活に困窮し生活保護を受けることになったのですか？
- ④ あなたが、生活保護の認定（または打ち切り）をする際に用いる公式な認定基準と、ご自身の目でみる「貧困（困窮）の度合い」で矛盾を感じることはありますか、また、その場合、どのようなことに矛盾を感じますか。
- ⑤ あなたが、生活保護のケースワークをする上で、何が一番たいへんですか。どのようなことに、困っていますか。

ヒアリング実施参加者：埋橋孝文（日本女子大学）、菊池馨実（早稲田大学）、福田素生（岩手県立大学）、後藤玲子（国立社会保障・人口問題研究所）、阿部彩（同左）

## 生活保護調査 1

質問者 1 ・・・・・簡単な自己紹介をしていただけますか。生活保護にかかわっていらっしゃる年数ですか、どの地域を担当していらっしゃるかとか、何年ぐらいやっていらっしゃるとか。

C 私は、保護第三係の係長をしております C と申します。生活保護のかかわった年数ですけれども、兼務という時期もありますが、通算しますと私の場合は 12 年目になります。それから、年数、時期、場所となっていますけれども。

質問者 1 どのあたりの地域をご担当しているか。

C 私は、ここは、うちの・・・はみんな郡部ですので、一番最初のときは、今でいいますと北上の県央ですね。私はほとんど県央なので真ん中、T と H と M というところで歩いております。査察指導員の業務にかかわりましては 3 年目ということです。よろしくお願ひいたします。

N N と申します。生活保護の担当員 21 年目で、1977 年からやっています。途中、5 年ほど生活保護に近い領域で福祉の仕事をしました。担当した地区は、I 県の Y 近辺の地域からずっと沿岸部、県境の N 町というところまで。あとは、M 管内、それから H の管内、H 空港のあたりとか、あの辺を中心とした地域を担当して歩いていました。

K K といいます。ことで 4 年目になります。最初の年とあと 2 年間は、Y 町と G 村というところを持って、3 年目からは S 町と W 町、ことしは Z 村の単身・・・というのが加わってやっています。よろしくお願ひいたします。

質問者 2 こちらは行政職の採用なのでしょうか。それとも福祉独自に採用されているんですか。

N 福祉職採用は古くから、ことし退職された方々が第一期生で福祉職採用、I 県ずっと採用してきました、昭和 57 年から 10 年ほど福祉職採用しておりませんでしたので、その間は一般の行政職採用の方。ただ、福祉職採用があるといつても、福祉職だけで生活保護の担当員を配置しているわけではなくて、福祉職採用と行政職採用が混合の状態で担当しているという状況です。近年は、福祉職採用はされているのですが、福祉職採用された方々は施設とか県立病院のほうとかの配属、あと相談者の配属になって、福祉事務所、いわゆる生活保護の現場部門に福祉職採用で即配置されるということはない状況です。異動てくるうちにには福祉職採用の人が回ってくるということもあります。ですから、一般行政職と福祉職採用の両方が混合して担当しているという状況です。

質問者 2 福祉職採用であれば、福祉以外の・・・に行くことはあまり考えられないと。

N 全くないとはいえない人事異動の状況ですが。

C ちなみに、K は行政職で入っておりますし、あと、うちの所属のほうには採用されてから社会福祉主事の資格をとって、高校卒業して採用になって、それからこちらに来ている者もおりますし、それから、学校の事務関係からやはり社会福祉主事の資格をとってということで配属になっている者もおります。

質問者 1 C さんご自身は。

C 私は福祉の採用です。N さんと同じ。

質問者 1 何かやはり志されて。ごめんなさい。立ち入ってしまいますけれども。

N 私自身は公務員になることは想えていなくて、福祉の勉強をしていましたので、たまたまオイルショックのあたりの就職難で。

質問者 1 77 年とおっしゃいましたっけ。

N 親に説得されて受けて、落ちればいいだろうと思ったら採用されたということですんで、動機が不純ですみません。

C 私も同じです。寿退社を考えました。1 年ぐらいで辞めようと思いましたら、たまたま 1 カ所だけここが受かったので、腰掛けということで入ったらそんなに甘くなかったんですね。腰掛けでやるのには、保護世帯に回っているうちに、保護世帯の家庭に怒られたり、これではいけないと。それから本格的にというか。

質問者 1 長い腰掛けになったわけですね。

質問者 2 福祉職採用というのは、割と県レベルではあるんですか。I 県はそういうふうにやっていると。

N ○○地方の県内ではずっと福祉職採用を継続してきたというのは珍しいというふうに聞いています。ですから、私が就職した当時は県外の福祉事務所から、C さんもそうだったと思いますが、県外の福祉事務所から保護係の問い合わせがきて、女性が出ていくと「あんたは臨時ですか」とかと言われたりして、「いえいえ」というと、「ええっ、福祉職採用ですか」とか、何のために電話くださったかわからないのですが、個人調査をされた時期は確かにあったのですが。そうそうどこでもやっている状況ではない。

質問者2 そうですよね。でも、本来はあるべきですよね。特にケースワークというお仕事は。

C 例えば東京都の採用で、当時は福祉職AとかBとかあった時代があるのですが、確かに福祉の仕事を保証していくという形でもない。入り口はそういう形で、ある一定期間はそこに、福祉関係には置いておくけれども、人事の考え方というのは時代とともに変わってきますので、その中でいわゆる一般行政職と福祉職とどこが違うのというふうな使われ方というか人の使い方というか、そういうふうにはなってきたと思いますけれども、福祉職採用を続けているというのは珍しいというか。このトップのほうでは、県レベルでという意味ですけれども。

質問者1 今までの、先ほど課長さんのほうから少しレクチャーを受けたんですけれども、やはりいろいろ、I県が四国と同じだというのを初めてきょう知ったんですけれども、非常に広い地域ですから場所によって違いがあると。U町と、それからこちらのほうのZ村とは事情が違うということですし、それから時代の流れからしても、最近はUターンをしてきて仕事がなかなか見つからない人たちも増えているというような印象とデータを教えていただいたんですが、やはり20年間やられて、何か大きな変化、印象に残るもののもありましたら。

N 大きな変化といえば、貧困のありようが違ってきているなというのが大きな変化だと思いますが、20何年前は、約四半世紀前は、生活保護を受けざるを得ない貧困の理由というのは、本当に絶対的な貧困といいますか。経済的に収入を得られないいろいろな要件があって、それで貧困に陥っているとか。もちろんそういう生活レベルのところで生まれ育ったので、一時期保護世帯の時代、世代・・・・何とかといわれた時期がありますけれども、そういう環境のもとでどうしても社会に出て生き抜く力がつかない状況の中で、いわゆる自活していくだけの収入が得られないとか、そういうものが圧倒的だったようには思っておりますが、今は消費形態が違ってきてているというか多様化しているといったらいいんですかね。それが貧困に至る理由を占める部分が少しずつ増えてきているとか、そんなところで、もちろん昔からある貧困のありようもありますけれども、逆に非常に消費経済の感覚というのが、生活者としての堅実性を失っていくというんですか。そういうところからくる結果としての貧困という部分が、やはりすごく都会もそうなのでしょうが、I県でも入ってきて、本当にこれが生活保護で対応すべき問題なのだろうかと思わざるをえないけど、結果として今困っている方々なので保護せざるをえないというような部分が目に見えてきているというのは、やはり時代の変化を反映している貧困なのかなという部分はありますね。

質問者3 具体的にはどのような世帯というのが、そのカテゴリーに入るのでしょうか。どういう理由で困窮してしまった人が新しいといいますか。

N 結局サラ金を抱えて、保護に至る前に大きなサラ金を抱えてしまっているとか、それから、例えばお金いっぱいとれるときには電化製品も何もいっぱい買うし、車もボンボン買いかえるしといって、あとのことを考えない、私からすればですが。人生設計の中で今はいっぱいお金がとれるのだから、いくらかあとのことを考えて蓄えるとか、例えば年金をきちんと掛けておくとか、そういうふうなものを全く考えないでそのときに消費してしまっていて、やはり病気をするとかけがをするとか失業するとかという人生のアクシデントといったらいいんですかね。事故といいますか。そういうところでいきなりお金のない人になる人とか、負債だけを抱えて収入がないとなるというようなことで困りましたという相談というのは、かつてはなかったなど。ない中でやりくりしてやりくりして、でも足りなくて困っていますという貧困とは違う形だなというあたりは、今はやりといつたら変ですが、かつてはなかった形態かなと思います。もちろん借金を抱えるという意味では、昔も農協があまり田んぼの面積が大きくないうちにいくらでも援助資金だと貸して、結果的にふくらんだというのはもちろんありますが、それはまたちょっと今のサラ金を抱えるとかローンをいっぱい抱えるとかというのとは少し意味合いが違うのかなと私はとらえています。

質問者2 それはちょっと難しい問題ですけれども、どうでしょうか。ご印象として、世の中にいろいろな刺激とかそういう誘惑が多くなったのか、それとも人のモラル、そういうのが変わってきたのか。

N 難しい質問ですね。

質問者1 世帯からするとどうする世帯ですか。母子世帯ですか。それともご夫婦そろって、あるいは高齢者。

N いろいろありますよね。特にこういう世帯類型だからということではないですね。あらゆる年齢層も世帯構成もそれぞれ・・・・。

質問者2 年配の方のものの考え方といいますか。そういうものが変わってきたというのではないでしょうか。

N あるとすれば、60代あたりが境目かしらね。70、80代の人たちは。

C 昔ながらの安心できる生活保護世帯というのは、やはりご老人の年代・・・・。そこから先というか若い人は、・・・・知識がおありになって、そういうのをどこかでかじってきていると

いう感じですね。それで若手に聞いていただきたいのですが、彼女は同年齢のまさに30代前半からの生活保護があると、自分も同じように子育てしながらやっているけれども、いろいろ疑問に思うことがあるらしいの。今の若い世代の、同じ年代なんすけども、理解に苦しむと。

質問者3 今、例えば30代ぐらいで管轄の中で保護にかかる世帯というのは、やはり母子世帯ですか、そういう特殊な世帯ですか。それとももっと一般的の普通の家庭でもそういう状況が起きている。失業とか、・・・・が起きているということでしょうか。

K 母子家庭は多いんですけど、ときどき世帯主、お父さんが結局は怠け者で働かないとか、そういう申請とか上がってきますね。体が悪いとか、そういう理由があれば理解もできるんですけど、単なる怠けとか。

質問者3 その場合は、申請は受理しているんですか。保護しているんですか。

K 自分としては納得いかないので、もう少し就労指導とかそういうのを加えて、結局取り上げという処理にこないだはなったりしました。本人も納得したりするんですけど、何か申請自体が安易すぎるというか。困っていれば申請して保護受けられる権利があるんだみたいに軽く考えているのかなと思うと、甘いなと思いますね。

質問者4 Kさんは今は都市部をやっていらっしゃいましたっけ。ZとかYでしたっけ。

K Yもやりました。

質問者4 郡部というか、中山間地もやられたことがあるんですか。

K Sが比較的山です。

質問者4 さっきB課長さんからは、都市部は割とおっしゃるようなケースが出てきているんですけど、Gみたいなところは本当に部落で、この人は保護みたいな感じの人から出てくるケースが多いみたいなお話のように、これの前にちょっと聞いていたんですよ。そういう郡部・都市部でおっしゃるようなことが違うということはありますか。

K 山のほうはやはりもともと住んでいる方が多いので、都市のほうは移動がありますね。だから、もともと住んでいた人たちというのは保護するということが恥みたく思うところもあるようで、少しあは頑張るみたいですね。でも、本当の貧困者って山のほうが多いのかなという感じはします。

N 30代とかご夫婦というのは、山間部にいる方々はそれなりに生活していく仕事とか何とかを見つけている人は山間部なりに残って生活を営んでおられるんでしょうねけれども、そういうところで仕事していけない人は出でていますものね。

質問者4 それで都市部にくる人が多いですね。

N あともう一つ、やはり一時的に困っても地縁血縁の中でとりあえずはカバーしあって、それでもなおかつ足りないときに申請が出てきたときはしかたがないねという状況になっている。若い年齢層のご夫婦とかそういう場合ですね。それから、やはり今Kが言ったような形は、比較的都市化した地域のほうが多い相談だと思います。

質問者4 Bさんにも質問したのですが、それを分けているものは何ですか。人の目かしら。周りから、部落だと運命共同体みたいなところがありますよね。Bさんの言葉でいう・・・おしまいだから、周りの目をものすごい気にするみたいなことをおっしゃっていたのですが、何がそこを分けるのでしょうか。

N 人が自分の生活を個々に干渉されないところというのはどこかといったら、人がいっぱいいるところですよね。

質問者4 それは、要するに人が見えにくいからということですか。

N それだけが要因かどうかわからないけれども。

C それだけというふうには言えないですよね。だって、郡部の中で同じように山のほうの何々町というところでも、考え方非常にドライという感じのこともありますしね。

質問者4 地域性みたいなことですか。

C そうですね。その町の中でもある一定の地域はものすごく閉鎖的でという感じはあるんですよ。ところがやはりちょっと開けた部分になってくるとそうではないですね。同じ町内でも。

質問者3 今担当していらっしゃるM周辺の都市部で生活保護とか困窮に陥られているというのは、Iの近くの山間部から移動してきた方が多いですか。それともほかの県から来られた方、またはもともとM周辺にいらっしゃった方が多いですか。

N 私はMに一番近いZ村の居宅のケースを見ていますけれども、どのパターンもありますね。特にどれが多いというわけではなくて、県内からMに出てきたつもりで、要はMとZ村の境のような、どこが境目かわからない町の発展のしかたをしていますから。だから、Mに出てきたというかっこうで、たまたま周辺のZとかYとか、そういうところにお住まいになられる方もありますし、もちろん県外から、どういう縁でここに来たのとつい聞いてしまうようなケースもございますし、もともと同じ村内出身で、たまたま分家になったとかそういう形で、親戚が近隣にあるという方々

もいらっしゃいますし、どのパターンもありますね。

C そうですね。ZとYに関してはそういう・・・・。

N そういう方は、やはりどちらかというと地元出身の方が多いという印象を受けてますですね。

質問者5 先ほど、生活保護を30代で受けている方が、どちらかというと怠け者の感じを。それで就労指導をして申請を取り下げるという。その場合、就労指導で地元か何かで、その後どういうふうにやっておられるんですか。やはり、そういう就労指導を受けたりいろいろアドバイスを受けたり生活上のことと・・・・たりして、就労にうまく転着陸している人が多いのでしょうか。

K たぶん自立できた方もいると思います。Y町の人は、そのあと申請がこななかったので。そのあと情報とかはちょっと手が回らなくて把握していないんですけども、こないだ来た人も、もう少し努力してみなさいよといって、そういう形が見えたならば、どうしてもこんなに努力したけれどもやはり就職難でダメでしたとかいうのがわかるような状態であれば、やむをえないでというふうには言ってきたので、一応そのだんなさんは、ちょっと頑張ってみようかなと言っていましたけどね。

C それで私、こういう線引きがはたしてどうなのかというのはわからないですけれども、30代の前半から20代後半の夫婦の方たちからの申請があった場合には、地区担当員には扶養義務者、まだ親が若いので、そっちを一生懸命働きかけないと。たいがい親がびっくりして出てきて。

質問者1 知らなかったと。

C それでたいがいかなりの確率で。それでも、30代後半になると親もそこそこになってきてるので、あとは自力でやはり就労にというパターンか、それともやはり子供さんを考えてしまうから、親が家庭の中で消費者ローンとかそういうことでかかわってきていて、やはり問題は今までの生活行動に問題があるなと思うのですが、だけでも親がそうだったにしても最低生活ということを考えたときに、それが満たされない状態で長くというと二次的にお子さんたちに弊害が出てきてもしかたがない部分があるので、そうなるとやはり家族全体ということで、何も就労の道がなかったりとかというとやはり生活保護という・・・・そういう保護をして、その中で自立の道を探していただくという・・・場合もありますよね。

質問者3 今、担当いらっしゃるケースワークの中では、もうちょっと一生懸命やれば就労できるのではないか、自立できるのではないかと思われる世帯というのは多いですか。それとも少ないと私は思いますけれども、どれくらいあるのでしょうか。皆さん80ケース近く抱えていらっしゃるところで、先ほど小林課長からお聞きしたんですけども。

N 単に病気を持っていないとか年齢的に若いということが、例えば採用する側ではそれだけで一列に並べてどの人にしようとはしないですね。仕事が長く続かない人とか比較的辞めさせられる人というのは、例えば人間関係の形成が非常に下手な人が多いですし、新しいことへの適応性がゆっくりな方が多かったりしますので、正直なところ、こどしに入つてMの職安、1週間ごとに人が増えている状態ですし、求職票を見れば行くたびに枚数が減っていて、職安に行ってもそこにたどり着けないでいるとか、パソコンの画面見ようと思つてもなかなかパソコンに画面にたどり着かないで帰つてこざるをえないとかということになると、求職して自立できる人が何人いるかといったときに、そういう人が雇用市場に行つたときに評価される資質といいますか。力を私たちがどれくらい見きわめてこたえられるかという問題もあるので厳しいなという、ご質問の項目なのですが。

ただ、往々にしてそういうふうな部分で欠けている。だから、あなた病気もしていないし年齢も若いのだから、行って仕事見つければいいでしょうといつて放り投げるというか少し突き返してやって、果たして見つかる人たちなのかなと。私は非常に40代入ったばかりから60歳までの病気していなくて求職活動しているケースを持っている割合、たぶん一番多いと思うのですが、一生懸命職探しをしてその報告を出してはいるのですが、確かに景気がよくなったとき一番最後に雇用されるタイプかなと思わざるをえない。そなはもちろんご本人たちには言えませんし、非常にそそのかしたりおだてたり励ましたりしながら活動はしていただいているのですが、働くというか雇われるという要素といいますか。そのところは、いわゆる生活保護でいっている稼働能力があるというその判断との差が現実にはあるのではないかと。そこをどうやって埋めるのか。保護をしながら、もちろん保護をしないで頑張らせるやり方もあるのでしょうか、保護をして頑張らせるやり方との兼ね合いでどうするかというのを難しいかなと思います。

質問者5 おっしゃることよくわかります。そういう方には何が必要なのでしょうかね。一番、例えば就職がちょっと難しいんじゃないかという。でも、保護行政上稼働能力があると判断するという人たちには、実際何が一番。

N それがこの5番の、あなたが生活保護のケースワークをする上で何が大変ですかといつたらその話をしようと思っていましたけどね。もう少し景気がいい時代は、やはり一緒に職探しをし

て、1人で行ったときに難しいところを埋めて、雇用主にご理解いただきながら就職させた。という事例はあるのですが、今は自信ないものですから。そうすると、ご本人たちも大変なんですね。仕事を探しにいって断れると、断られたことに自信を失うけども、担当員からは頑張れ頑張れと言われるし、きょうも午前中その話で、少し時間をかけて面接したケースがあるのですが。本当にそれでも何か資格でもとらせて、その面でいかしていけるような人には、今、どういう資格をとったらいいか、求人情報見ながら自分でも検討しようよという何かそういう人が目標を持てるような働きかけをしながら、やはり求職活動をする上で一つでも有利な条件づくりに協力していくということは今できることかなと思って働きかけてはいるのですが、正直言って難しいですけどね。こちらが思っていることがうまく相手に伝わるかどうかの問題もありますし、目標設定をどういうふうにするか。求職して断られて自信なくしている中では、じゃあ保護を受けていたほうがいいかなという思いも当然生まれてくる方もいますので、そここの兼ね合いは難しいですね。ただ、あなた人としてこれで終わっていいのというあたりで、頑張り続けるしかない事例もありますし、そこは非常に難しい。

質問者5 今、保護を実際に受けている方に対しても、資格取得とかあるいはまだ若いのだからという形で就労をサポートするのは、かなり最近は熱心に取り組まれているんですか。

N ここ1,2年のところで、いわゆる義務習得というかそういう面で、たぶん労働市場が非常に厳しいからだと思いますけれども、そういうことを活用しろというのは厚生労働省のほうからも話が出ていることです。ただ、現場としてそれがどの程度そうだねといってパッと使えるように意識が変わるかどうかはまた別ですけれども、そういう国が言っているのだから、それを利用しない手はないなというところはあります。

質問者1 でも、お仕事としては増えますよね。限りなく増えていきますよね。そういう形だと。

N そもそもケースワークの仕事というのはやろうと思えばきりはありませんし、気がつかなければそれで終わりの仕事ですので、気がつけば仕事が増えるというか。

質問者1 自分で増やすということになりますね。

N 抱え込まないように、それにはそれこそ関係機関の方の協力をいただいて、この部分はそちらにうまくバトンタッチしてというやり方をしない限りはやれない仕事だと思います。

質問者1 ケースワーカーの人のやる気に依拠して変わってしまうという状況になりますね。

N 今、私はまさに現役ですから、それに何とお答えしていいのか答えづらいところはありますけれども。

質問者4 すみません。おもしろいので聞いてみたいのですが、私はこれで授業に。気をつけてお帰りください。どうもありがとうございました。

質問者1 たぶん労働市場に食い込む、資格を取ったりというのは、たぶんかなり難しいのではないかという気は本当にします。それで、一方で病名がつくような病気ではないとしても、何かグレーゾーン的なところがあって、その部分を労働市場には結びつかないその人なりのやりがいやら生きがいやらというのをたぶん個別的に探されようとしているのだと思いますが、その辺の具体的な何か活動の目標になるようなものは。

N そんなだいそれたことはお答えできません。たぶんその病気があって療養に専念しなければならないケースもそうですし、そうでないケースでも、たぶん今のご質問で特に分け隔てはないのだと思いますが、その人自身その人自身がやはり自分の人生を、任せではなく生活していく意識づけをどうするかの問題だと思います。ですから、やはりそれは個々の持っているもの、感じているもの、経験してきているものを把握する中で、話し合っていく中で相手の口から出てくることが多いですので、こちらがこれというふうに提供するものではないかなと。逆に、ずっと一生懸命働いてこられた方が突然病気になったときのほうがもっと落ち込みが大変だったり、精神的なフォローが大変だったりしますけれども、病気した事実を受け入れるという、別な言葉で言えばご本人が今までの目標をあきらめる。その作業がご本人の中での限りは、次のことができないですね。そこにどうつきあうかの問題だと思いますけれども、それはグレーゾーンだけの問題ではないのかなと思います。

質問者1 何年間ぐらいでそういうカウンセリング的なお話をされるんですか。1人の方に。

N 1回あたりですか。

研究所 1人の方に、どれぐらい続けてそういうお話を期間としては。

N ただ、担当がどうしても2年ぐらいでかわりますので、そうするとやはり、例えばご本人とそういう関係が持てるのはどうしても4月担当がえになって、やはり早くても4カ月か5カ月たつてから相手の方と関係できないと開始できませんし、年度末になると一応まとめに入らなければいけないのかなという思いがありますので、それがたまたま2年目も担当すると、じゃあ来年の例えば2月あたりまでのところで、どういう結果になるにしてもかかわり方の私としての終結を持って

こなければならないのかなという。それはどうしても担当がえがありますので、それをやっておかないとご本人も大変です。

質問者1 パトンタッチをするわけですよね。

N ですから、もちろん引き継ぐときにはそういうふうなかかわりをしてきたよという引き継ぎをするのですが、その場面というのはやはりそれぞれの持っている力でつくっていかなければならないですから、私なら私としてのかかわりは、年度を区切りという頭がなければ混乱するのかなというふうには思ってかかわっていますけどね。

質問者3 皆様 80 件のケースを持っていらして、一つの世帯に 1 年に何回ぐらいコンタクトできるのでしょうか。やはり、ずっとコンタクトする世帯と全く何もしない世帯というのがありますか。何もしないというか、もう高齢者で就労もできないし、もう生活保護をもらっている、または精神病院に入ってしまっているケースはずっとフォローしなくていいじゃないですか。そういうケースとはやはり差があるでしょうか。

C ケースありますよね。そうしますと、まず訪問頻度というのが A B C D という感じで決められておりまして、このケースに関しては 3 カ月にいっぺん必ずとかという取り決めはあるんですよね。それで処遇困難ということになつてきたりとか、特に力を入れなければならぬとなると A ケースになって毎月ということで、そういうふうなことでのかかわりになってきますね。

質問者5 そり 80 というのは、ほぼ受給しておられる世帯数ですよね。それと新規裁定と呼ぶんですか。そういう申請の領分もありますよね。そのあたりは時間配分的にはどうなるんですか。

質問者1 両方いっぺんにやっていかなくてはいけない。

C 同時進行ですよね。

質問者5 どっちのほうが割合として多いんですか。

N 申請の出方によってですね。いっぱい出ると、今日は新規申請の対応で手一杯で、あとは片手間に継続しているケースにあたるということもありますし、たまたま申請が落ち着いていれば、これまでの流れの中でかかわっていくということがありますから。ただ、新規申請出た分については最優先で終了していかなければなりません。継続ケースのかかわりがあるからほつといいいというものではないですから、出方によりますよね。

C 2 週間というのがありますよね。法定処理期限、2 週間以内にという。そして最大限 30 日以内でやらなければ却下と見なすということになつてしましますから、そういう時間的制約がありますから、そうすると手持ちの 80 件のほかに例えば 5 件とか 6 件というふうにきますと、その調査というのがかなりですので、それで最近は複雑になってきていますから、ひととおりの調査だけではすまないケースが多いので。そうしますと、本当に 80 件の持っているケースが回れないでいる月もあります。そこが・・・・も辛いと思いませんけれども、見ているほうも、こちらもかわいそうという気持ちと、それからやってもらいたいという両方の気持ちになりますから。

質問者3 先ほど B 課長も、人数を増やしてくれとずっと言い続けているけれども、なかなかもらえないとかおっしゃっていたんですけども、例えば基準にある 65 名だったら大体できそだとか、そこら辺はやはり 30 世帯ぐらいだったらきめ細かいフォローができるけれどもというような、ご自分のやっていらっしゃる中で、1 人のケースワーカーが見られる一番いい世帯数というのはどれぐらいなのでしょうか。

N K さんはどれぐらいだと思う。

K ここに着任して最初に受け持ったときは確か 60 ケースぐらいだったんですけど、あつという間に常に 70 とか 80 とか、今は 94 ケース持っているんですけど、全然きめ細かくは回れないですね。

質問者1 すごいですね。生徒だって覚えられないよね。そんな 90 人もいたら。

K 特に A ケースとか処遇困難、要点、的を絞ってというやり方でないと、正直いって。あとは単身の老人とかあまり問題が少なさうだと安否確認ですませているとか、そういうふうにやらぬいとさばけない。

質問者3 ご自分の理想といいますか。これぐらいができたならと思うのは、どれくらいまで少なくなるれば。

K 40 ケース。半分にしてもらえたから。

質問者2 少ないほうがいいですよね、それは。

質問者3 それはそうだけど、1 件 2 件ということはないでしょう。

N 社会福祉法に改正になる前のいわゆる法定ケース数だった時代でも、最近だと 50 ケースがいいところかなという話題はしていたんです。50 ケースぐらいだったら結構きめ細かくかかわっていくねという話はしていたんですが、彼女もいっぱい、私も 100 ケースをどうしようかという状態であれしているんですけども。

質問者1 そのケースが通じた、ケースワーカーでのお話が通じたケースというのはありますか。  
N 通じたケースはどういう。

質問者1 つまり、自立を何かサポートするよういろいろな形でお話を続けていって、それが相手に通じて生活保護から出ていったという、そういう事例がありますか。

N あります。

質問者1 どんな形で。

N たまたま仕事につけてバッと廃止するというケースはもちろんあるんですが、かかわって自立する場合というのは、ご自分がしっかりと自分の将来設計というんですか。人生設計を持てたケースと、それから毎月の家計費ですね。家計費がしっかりと自分に見えてきたケースというのは、こっちがやっきにならなくても、もちろんそれは見えても条件がどうしても高齢でかなわないとか障害をお持ちでかなわないというケースはありますが、本当にケースワークを重ねていい形で自立するというのは、そういう将来設計も出て、いわゆる家計費が本当に自己管理できてきたケースは、どれぐらい自分が努力すればいいのかとかいうのが見えてくるようで、そうなってくると、ご自分のほうからいい動きが出てきて自立につながるというように思います。ただ、たまたまそういうことまで意識的にいかないで偶然的にいい仕事に出会ってとか、そういう場合もありますので。

質問者1 Cさん、その辺はいかがですか。そういうケースはありますか。

C ありましたね。私はしばらく自分でケース持っていましたので。

質問者5 先ほどお聞きすべきだったかもわかりませんが、担当されているケースで、働いている収入があって、その分生活保護費が削減になっているケースといいますか。そういうのはいくつぐらいあるのでしょうか。削減というか減額されている。

質問者2 就労免除。

N 就労収入があるケースということですよね。

質問者3 農業収入も含めて。

N 安い時期もあるよね。私は100ケースのうち25ぐらい。

K 私もそのぐらいだと思います。

質問者3 その方たちは収入があるんですけども、最低生活基準までいかないということですね。収入が。

N もう少し、私のところは30ぐらい。

質問者5 どういう種類の方にもよりますよね。母子家庭の場合には多いんですか。あるいは、もちろん高齢とか障害の・・・はおそらくそういうのはない。

N ・・・は家族が働いているというのはありますが、ご本人が働いているということはありません。私の場合は、母子家庭は比較的働いている人数が多いですね。

K パートみたいな形で、一応働いているというかっこうです。

質問者1 そういう方たちの就労意欲は高いですか。

K 人にもよりますけど、結構頑張っている人のほうが多いかなと思います。

質問者3 でもその方たちは、もしそのパートを辞めたとしても、今までどおりの生活は保護はもらえるわけですね。その・・・部分。すけれども、やはり働けていることに意義があると思っていらっしゃる。

K そういう人たちの意識というのは、やはり生きなければというような意識がほかの人たちよりも母子家庭というのは、母親1人で子供も育てなければと、少し意欲はあるような印象があります。やはり頑張って、もしパート切られても次探しますとかいって、結局頑張ってくれる人も多いので、あまり母子家庭だから悪いという印象は私はないです。

質問者2 こちら、児童扶養手当も受け持正在らっしゃるということだったんですけども、特に母子家庭の場合に父親の扶養の関係で、児童扶養手当もそれは問わないで全部出しますよね。その辺が保護するしないとか、あるいはそのケースワークやっていく中で、父親の扶養というのは問題になっているケースというのはありますかね。

N 生別母子の場合は、生き別れの母子の場合は、基本的にはこの父に対する扶養というのは生活保護の一つの指導方針でのウェイトがありますので。ただ、保護申請した段階で養育費を受けていないケースというのは、別れる時点で養育費の話をしていないとか、養育費はともかく子供は自分の手元に欲しくて別れたとか、途中で養育費の仕送りが途絶えたから保護になるというケースよりは、むしろ別れたときから。

質問者2 やはり最初から決めていないというケースが大部分ですか。

N 多いですね。

質問者2 ほとんど・・・ですね。僕はそれが問題になっていると思うんですよね。そこをきちんとやっていかないと、父親の扶養・・・・。

質問者 3 年金はどうでしょう。高齢者の方々で年金を受け取っている方というのは、生活保護者の中ではどれくらいおりますか。

C ほとんどですね。

質問者 3 ほとんどが受け取っている。

N そうですね。無年金というのはまれですね。ただ、新しい高齢者には無年金者が多くなってきていますね。新しい高齢者といったら変ですが、いわゆる 60 代の方々で。

質問者 3 それは公的年金が上がったから。65 歳になったからですか。

N 要するに、高齢の高齢者といったらいいんですか。その方たちのころは現金が日常生活になかった時代に先にできていますけれども、それなりに免除の手続きをしたりとかして、要するに金額は低いんですが、老齢年金を受給できている方々は多いですよ。金額的にいえば、国で発表しているの半分とか 3 分の 1 の方たちは多いですけれども。ただ、いわゆる年金を受給できる年齢に近年になった方たちのほうが、いわゆる納付金が満たされていないことでの無年金の方々が出てきていますね。

質問者 5 基礎年間 25 年に足らないということですね。

質問者 3 それはその方々がたまたま自営業とかで年金を払わないで未納のままいたとか、それともやはり失業の期間が多かったり、また女性の方で働いていない期間が多かったりということでお年金になってしまふという、どちらが。

N 若いときはそれを考えなかつたという人が出てきていますね、今は。自営業でそれなりの零細企業の社長さんなんかやってきたけれども、何で掛けていないのよと言ったら、こんなふうになると思わなかつたんだよなという話をされたりしてですね。今、年金制度でも将来的に無年金になるのではないかという懸念をされて、取り組みどうするかという話になっています。まさにそういう人たちがすでに表れ始めているという。そうすると、このあと道がないですから、お迎えが来るまで無年金状態なわけですから、この先長いよねとつい思ってしまう事例は近年目立つきましたね。

質問者 5 年金制度がだんだん成熟していくば、無年金の人が減っていくと。大きな流れはね。ところが最近の若い人になると、また逆転するかなというぐらいの認識だったんだけど、すでにその傾向が新しい高齢者には出ているということになりますね。

N そうですね。ですから最低生活費との兼ね合いからすれば、きちんと満額掛けている方でも保護基準との兼ね合いからすると、年金額のほうが少し下回っている現状ではあるのですが、でも、その人たちは保護を受けないで何とか年金の範囲でやりくりして生活しておられる方々というのはたくさんいらっしゃる。役場の年金係と話をすればいらっしゃるんですが、それこそお金はあったはずなんだけ掛けていなかつたという方々が保護層に入ってくるという現状があります。

C ですから、私はこの質問事項の中にあるのですが、疑問ですよね。まじめに年金掛けできた方と何も掛けずに保護を受ける方の基準が同じになっているので、何か掛け努力した人たちが報われないような気がするんですよね。どうしたって年金をもう少し今の若い世代に入れていただこうと努力するのであれば、この辺を公的扶助のところで加味していただきなりの、私は明らかに差をつけていいのではないかと思っているんですよ。

N . . . . . みたいな形で。

C そうです。

質問者 3 生活保護の根底を覆しますね。困窮の理由を問わないという。

C そうすると、ちょっと私がこんなこと言つてはいけないのかなと思うのですが、でも、私たちの査察指導員の中でそういうことよく言われますよね。内輪の集まりの中で出てくるのはそうですね。

質問者 5 あれはそうですね。困窮の度合い、年金を掛けてきた人については生活保護費をかさ上げするというね。

C 少しかさ上げすると。そうですよ。

質問者 5 そう思うときありますよね。

N だから加算の考え方を、老齢加算も年金を受けていまいが受けているが、年齢になったら加算するという仕組みですから、そうすると今言ったような、そういう感覚を持ってはいけないのかもしれないですが。ただ、過去を問わない制度ですから、現状では仕方ないというか、そういう制度なんだと割り切るしかないでしょうね。ただ、同じ無年金者でも本当にお金がなくて大変で大変で掛けてこなかつた人と、もう好き放題していいて結果として掛けてこなかつた人の扱いが同じだとかね。でも、今、比較的やりくりしても大変だった方々は免除申請をされていますので、減額された年金も受けておられるということのほうが多いですから、そうするとそれ相応の収入を得て、掛けられるはずの、納められるはずのお金を認めないので、結果として地道に努力されて

きた方と、現場からするとその2人がいたら、やはり人間の感情としては平等に見きれない思いが出てくるというのは当然なのかもしれません、それを制度としてどう反映させるかといったときは、また単純に反映させればいいという問題ではないですから。

質問者2 おそらく制度としては、制度的にはやはり保護基準が高すぎて、それを適正なものに下げて基礎年金の水準を上げてというのが保護基準としてはね。

N 保護基準は、単身世帯にしてみると決して高い金額だとは私は思えないです。あの単身者のお金でやりくりするとなったら、それこそ外食はできないですし、できあいのものを買ってきて食べてはいられないですから、まめにつくって食べていかない限りはやりくりが大変だろうなと思うんですね。今、保護の積算の仕方って、最低生活費の積算の仕方が人数が多くなるほど増える仕組みになっていますので、ある程度の人数になると、あれだけの収入は同じ地域では得られないなという問題も出てきますので、そこら辺はだいぶあると思います。単身老人の方々は大変だと思います。

質問者5 特に住宅費がね。

N 住宅費といつてもこちらは田舎ですので、やはりつきあい、入院したよというお知らせを聞くと、やっぱりもらっていたから返さないわけにいけない。3,000円もらったところを2,000円持つていったとか、その額は減らしてもやはり。そういうつきあいの中で支えられている部分というのは日常生活ではあるわけですから、亡くなつたって知らせか来たら悔やみの一つも出さなければいけないねというのはもちろん生活保護には反映されていないわけですから、高齢の単身者の方々は最低基準の中で毎月やりくりするのも大変だと思うのですが、やはりそういう地域の中で生活を支えてもらっている人たちをつなぎ止めるというんですか。つきあいを続けるためのものは全然加味されていませんので。

質問者1 それはすごく抜けていた大事な視点ですね。私たちそこまでは気づきませんでした。

N 人というのは個人では生きていらないというところ。でも、それはよく考えるとすごく反映させるのは難しい問題で、どこをどうするかというのは私、全然具体的な考えはなくて、ただ生活実態の中で人とのつながりの中で、インフォーマルな部分で支えられて生きている部分というのがあるわけですから。若いちはそういうことは発生しませんよね。やはり身体的に衰えが出てくると、入院したとか不幸があったとかというのが出てきて、そうなるとご本人の不安感も高いから、よけいつきあいを維持しなければならない。……保護基準が高いとは全然私は思っていないけど、どうだろう。

質問者1 いかがですか。今のご意見。

質問者3 先ほどB課長のお話では、例えば郡部なんかでは最低保護費をもらうと町長さんよりも高い収入になるという場合もあると。そういうようなこともあると。

N それは特殊世帯で、ある一定の人数の世帯。

質問者3 単身世帯ではそういうことはない。

N ないですね。

質問者2 でも、それは一類と二類の・・・のほうの世帯。あそこを工夫して、・・・のほうもちょっと厚くしてという世帯の。

N その辺しかないでしょうね。反映させるとすれば。

質問者2 基礎年金がどこまで保証するかという算定を、衣食住プラスそういう娯楽というつかいの部分まで含めて基礎年金を保証しようかという議論があって、でも、そこまで基礎年金は考えていないですよね。

N そうです。考えていない。

質問者2 ただ、それは基礎年金だけで生活するわけではなくて、ほかにもある。最終手段とてそういうものがあるという程度で制度をつくっているので、じゃあ生活保護でどこまでみるかというの。

質問者1 ただね最初に貧困のお話がありましたけれども、何か急に病気か何かでガタッと落ちたときに、本人が落っこちたという事実を受け止めるのにすごく時間がかかるというお話をされましたよね。そのときにほかの人からは一切つきあいを自分のほうから断つてしまつてひきこもつていくというような、そういうケースもありますよね。貧困としてはそちらのほうが非常に深刻で。

N 訪問しても出てくれないとか、ガスのメーターが回っているかとか電気のメーターが回っているかとか。ただ、きっかけは生活保護費の渡し方が口座払いもありますけれども、その場合結局窓口払いというか、郡部ですから町村のご協力をいただいて、町村の窓口払いという方法がありますから、少なくとも月に一回そこで本人を引っぱり出しながら、そこでうまく関係をつくりながらというかつこうで、時間がかかっているのはありますよね。

質問者1 そうすると、つきあい費みたいなものを削って、そういう意欲のある人たちがむしろ